

長 建 協 発 第 2 8 5 号
平成 2 7 年 9 月 1 6 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育に関する
指針の一部を改正する指針について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令が公布されたことにより、特例緊急作業に従事する者に対して特別な教育が義務づけられることとなりました。これに伴い、当該労働者の特例緊急作業に係る技能及び知識の維持のための規程を整備する必要があることから、標記指針（平成27年8月31日付け安全衛生教育指針公示5号）が公示されたところであります。

また、これにより、電離放射線障害防止規則第7条の2第3号で定める特例緊急作業従事者に対する安全衛生教育カリキュラムが追加され、平成28年4月1日から適用されることとなりました。

つきましては、標記について全建を通じ厚生労働省労働基準局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

追って、同指針の内容につきましては、下記の厚生労働省ホームページにて閲覧できますことを申し添えます。

記

☆厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp>